タブレット端末の貸与と持ち帰りのガイドライン

令和３年１１月
匝瑳市教育委員会

１　目的

国のＧＩＧＡスクール構想に基づき整備された学習用タブレット端末(以下「タブレット」という）を家庭に持ち帰り、自宅学習で活用する際に必要なルールを示すことを目的とする。

２　必要な物品

自宅学習を行うためには、原則、タブレットと回線（インターネット接続環境）が必要となる。

３　貸与する物品

タブレット、充電アダプター　※充電アダプターは必要に応じて持ち帰る

４　貸与期間

匝瑳市内小学校及び中学校に、それぞれの在学する期間とする。卒業、転学等に際しては、貸与された物品を返却する。

５　物品等における注意事項

（１）タブレットと充電アダプター

・ログインをするにはアカウント（ID）とパスワードが必要となる。
・タブレット等、機器の充電に係る費用については保護者負担とする。

（２）回線（インターネット接続環境）

・家庭のインターネット環境への接続は、保護者が行う。
※インターネット接続には無線 LAN（Wi-Fi）または、テザリング機能の使用が考えられる。
・インターネット接続に係る通信料や充実に係る費用については、保護者負担とする。
・インターネット環境がない世帯には、教育委員会で Wi-Fi ルーターを貸し出す。また、在学する学校のコンピュータ室等インターネット接続環境が整った教室を開放する。

６　利用における注意事項

利用者は、以下を厳守すること。

（１）学校での学習及び自宅学習の目的以外の使用はしない。

（２）持ち帰った際は、家庭以外での使用はしない。
（３）寝る前の１時間と、午後１０時から午前６時までは使用しない。
（４）目を休めるために、長時間使用せず、細かく休憩をしながら使用する。
（５）タブレットの回線接続に関するサポートは、学校及び教育委員会では行わない。
（６）学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせる。
（７）タブレットの近くでの飲食は禁止とする。
※タブレットを机上においたままその机で食事するなど。
（８）アカウント（ID）とパスワードは、他人に教えない。
※ID とパスワードを記載したカードを持ち帰る場合がある。
（９）充電アダプターを持ち帰った際、タブレットの充電は自宅で行う。
（10）タブレットは自己管理し、その使用及び破損・紛失・盗難に注意する。
※借用者の重大な責めに帰すべき事由により、故障や破損、紛失などが発生した際は、修理または再調達に要した費用を借用者が実費弁済する。
※盗難等の被害にあった際には、警察に届け出、証明を受ける。
※タブレットを他人へ転貸しない。
※就学前の幼児やペットに、触れられることのないよう注意する。
（11）タブレット利用において不具合が生じた場合、速やかに学校へ報告する。
※学校を通じて修理の手配などを行うので、個人での修理はしない。
（12）USB メモリなどの外部装置や周辺機器への接続及び利用を禁止する。
（13）インストールされていないアプリケーションの利用を禁止する。
（14）学校から指示のないファイルダウンロードやソフトインストールは禁止する。
（15）インターネット接続には制限をかけているが、学習に関係のないサイトの閲覧や利用、写真や動画の配信は禁止する。
（16）他人のアカウントの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは禁止する。

７　その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。